

2009年（平成21年）1月8日

指定居宅介護支援事業者  
指定介護予防支援事業者 様

藤沢市長 海老根 靖典  
(公印省略)

認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を  
ケアプランに位置付ける際の注意点について（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただき、  
ありがとうございます。

このたび、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所より、サービス提供にあ  
たって、認知症であることの確認方法について問い合わせがありましたので、  
市内居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所にあらかじめお知らせいたし  
ます。

（介護予防）認知症対応型通所介護は、介護保険法第8条第16項に規定す  
る「認知症」である利用者に対して提供するサービスです。そのため、これら  
のサービスをケアプランに位置付ける際には、次の方法により「認知症」であ  
ることの確認をケアマネジャー等が行わなければなりません。

また、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所には、サービス担当者会議等  
を通じて、「認知症」であることの確認をしている旨を伝えてください。

**【確認方法】**

医師が認知症であると判断したことがわかる書類として、診断書、主治医意  
見書（「傷病に関する意見」の「診断名」）等で確認する。

事務担当：介護保険課（新館2階）

総務・給付担当

TEL 25-1111（内線）3141

FAX 23-5174